

きりゅう暮らし応援事業(住宅リフォーム助成)補助金

～ 募集のご案内 ～

快適な生活を営める誰もが住み続けたいと思えるまちづくりのために、住宅の長寿命化や性能向上のための住宅の改修やリフォーム工事の費用の一部を助成します。

※ 既に工事が終了、または工事を始めている場合は申請できません。



<p>申請受付</p>	<p>受付期間 令和3年4月20日(火)～令和3年10月29日(金)</p> <p>受付場所 建築住宅課(市役所 新館4階)</p> <p>受付時間 午前8時30分～午後5時15分</p> <p>※申請書を直接提出してください(郵送では受付いたしません)</p> <p>※先着順で受付します</p> <p>※土曜・日曜・祝日は受付できません</p>
<p>補助件数</p>	<p>190件程度(先着順、予算の範囲内で受付)</p>
<p>補助対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・桐生市に住宅を所有し、その住宅に居住(住所を有)していること ・住宅に住む人全員が市税等を滞納していないこと ・住宅に住む人全員が暴力団員でないこと ・過去にこの補助金を受けていないこと
<p>補助対象住宅</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一戸建て住宅 ・併用住宅(店舗等の用に供する部分を除く) ・マンションの個人専有部分 ・区分所有された長屋住宅 <p>※個人所有以外のもの、賃貸は除く</p>
<p>補助対象工事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の機能向上、住環境向上のために行う住宅の外壁・屋根の修繕及び建物内のリフォーム工事(改修、修繕、模様替え等) ・工事費用が20万円(消費税込み)以上であること ・性能向上を目的とする工事に要する経費が20万円(消費税込み)以上の場合は性能向上加算補助の対象となります ・市内の施工業者(市内の事業所等で見積書、領収証を発行できる業者)を利用すること ・補助金の交付決定後に着工し、工事完了後30日以内または令和4年2月28日(月)のいずれか早い日までに完了報告すること
<p>補助金額</p>	<p>基本補助と加算補助の合計(最大30万円、1,000円未満は切り捨て)</p> <p>① 基本補助：対象工事費の10%(※子育て世帯は、対象工事費の20%) 限度額20万円</p> <p>② 加算補助：対象工事費の10%(※子育て世帯は、対象工事費の20%) 限度額10万円</p> <p>※下記の性能向上を目的とする工事を施工する場合は加算補助の対象となります</p> <p>省エネ工事・耐震改修工事・バリアフリー工事・防犯工事</p> <p>※子育て世帯…平成15年4月2日以降に生まれた子供を扶養し、同居している世帯</p>



■申請書類等について

※申請受付期間内に、次の書類を建築住宅課(市役所 新館 4 階)へ直接提出してください。

※訂正等の必要が生じた場合、その場で訂正が可能となるよう申請書に使用する印をお持ちください。

書 類 名	備 考
①補助金交付申請書	・様式第 1 号
②位置図	・住宅の案内図(手書きでも可)
③工事請負契約書又は請書の写し (契約締結日が令和 3 年 4 月 1 日以降のもの)	・注文者の署名押印(氏名記載)、工事請負業者の署名押印があり、契約(請負)日、工事予定期日の記載があり、契約金額(請負金額)の記載があり、補助対象工事の契約締結(請負ったこと)がわかるもの
④工事内訳書(見積書)の写し	・補助対象工事の内容がわかるもの (加算補助に関するものを含む) ・工事請負業者が申請者に宛てたもの ・工事請負業者の署名押印がされたもの
⑤工事内容のわかる図面	・工事施工箇所の図(手書きでも可) ※加算工事に関するものを含む)
⑥性能向上加算確認表又は加算工事の内訳が確認できる書類 ※性能向上加算工事を行う場合	・様式第 2 号 (又は性能向上加算工事の内訳が確認できる書類)
⑦工事前の写真 (住宅全体・工事施工箇所)	・住宅全体の写真については、玄関の確認できる写真でも可 ・工事内容ごと各 1~2 枚程度 ・工事施工箇所について、補助対象工事が未着工であることが確認できる写真
⑧世帯全員の住民票の写し	・原本で発行後 3 か月以内のもの (続柄、本籍記載のもの)
⑨住宅の固定資産税・都市計画税 課税明細書の写し又は住宅の固定資産課税台帳記載事項明細書(評価証明)	・毎年 5 月中旬に市が建物所有者に送付する固定資産税・都市計画税 課税明細書(納税通知書)の写し。(又は住宅の評価証明) ・最新のものをご用意ください。 ※工事対象の住宅を取得して間もない方で上記が用意できない場合はお問い合わせください。
⑩市税等に未納のないことを証明する書類 (住宅に住む中学校卒業した方全員)	・完納証明書(発行後 3 か月以内のもの) ※市外から転入されて間もない方についてはお問い合わせください。
⑪申請事務代行届 ※補助金の交付に係る事務手続を 施工業者に代行させる場合	・様式第 3 号
⑫その他、必要と認める書類	(1) 改築の場合で建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認済証の交付を受けたときは確認済証の写しを添付してください。 (2) 補助対象となる住宅が店舗等併用住宅の場合は、居住部分、店舗等の用に供する部分がわかる図面を添付してください。

■加算補助について

- ①性能向上を目的とする工事に要する経費が20万円(消費税込み)以上の場合に対象となります。
- ②加算補助の対象となる工事には、工事完了後の写真では工事内容が確認できないものがあります。
その際は、工事施工中の様子が確認できる写真を完了報告時に提出してください。
- ③申請者ご自身で写真を撮るのが難しい工事箇所については施工業者に撮影を依頼してください。
- ④写真の提出がなく、工事内容を確認できない場合は補助対象の経費として認められませんのでご注意ください。

加算補助の対象となる工事の具体例

工事	内容
省エネ工事	<p>断熱改修工事等で省エネ率が向上する工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 床・壁・天井・屋根への繊維系断熱材や発泡プラスチック系断熱材設置工事など ● 内窓設置工事、外窓設置工事、複層ガラス設置工事、断熱サッシ複層ガラス設置工事、ドア交換工事など
耐震改修工事	<p>基礎・壁等の耐震性能向上のための補強工事(軽微なものも含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 筋交い・構造用合板を張って強い壁を増やす工事 ● 壁をバランスよく配置する工事 ● 屋根を軽くする工事(瓦屋根から金属屋根への葺き替え) ● 柱と梁、柱と筋交いを金物で緊結する工事 ● 無筋基礎の有筋化工事 ● 土台や柱などの木材で、腐朽・劣化した部材を交換する工事 <p>※木造住宅耐震改修事業補助金(建築指導課)を利用している工事箇所は補助対象外</p>
バリアフリー工事	<p>床等の段差解消工事、手すり設置工事、廊下拡張工事及びその他バリアフリーに関する工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 床等の段差解消工事(スロープの設置、畳からフローリングへの改修) ● 手すり設置工事 ● 廊下幅の拡張工事 ● 引き戸等への扉の取替え、引き戸等の新設 ● 和式便器から洋式便器への改修、浴室の段差解消工事 <p>※増築部分、建物外は不可</p> <p>※高齢者住宅改造補助費補助金(健康長寿課)を利用している工事箇所、及び重度身体障害者(児)住宅改造費補助金(福祉課)を利用している工事箇所は補助対象外</p>
防犯工事	<p>防犯性能の高い建物部品目録に掲載・公表され、「CPマーク」の使用が認められている窓サッシ、窓ガラス、玄関ドア、勝手口ドア、防犯シャッターの設置工事</p> <p>※防犯カメラ、センサーライトの取り付け工事は補助対象外</p> <p>※門扉やフェンス等の外構工事は補助対象外</p>

※上記以外で不明なものについては建築住宅課までお問合せください。

■注意事項

- ・補助金の交付決定が通知されてから対象工事に着手してください。交付決定前に着工した場合は、補助金は交付されません。
- ・補助金の交付は、1住宅につき1回限り、かつ1申請者につき1回限りとなります。
- ・平成24年度から28年度までに実施したリフォーム(住環境改善助成事業)補助金を受けた方については、同じ工事箇所でなければ申請が可能です。
- ・対象となる住宅が共有に係るものである場合は、当該共有者のうちから選任された代表者一名を申請者としてください。
- ・申請時に、暴力団員であるか否かの確認のため、警察へ照会されることに同意していただきます。

■交付申請後に工事費、工事内容が変更になった場合

- ・補助金の交付決定を受けた人で、交付決定の内容(工事費、工事内容)を変更しようとする場合は、必ず事前に相談し、補助金変更申請書(様式第5号)を建築住宅課(市役所 新館4階)へ直接提出してください。なお、対象工事費の増額に伴う交付決定金額の増額は認めないものとします。

■その他

- ・「きりゅう暮らし応援事業」において、他の助成制度の加算補助が重複する場合は、申請日の早い方を優先して交付するものとします。
- ・補助金の交付にあたっては、必要に応じて現地調査を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・強引な勧誘や、一方的な工事を行って高額な代金を請求する悪質な施工業者にご注意ください。
- ・申請の事務手続代行を施工業者に依頼したことによって生じたトラブル等については、一切責任を負いません。
- ・申請に伴い提出していただく個人情報、この補助金に係る審査のほか、住宅政策における調査・統計資料の作成等に利用させていただく場合があります。また、アンケート等の協力をお願いすることがありますのでご了承ください。

■お問い合わせ先

桐生市役所 建築住宅課 住宅係
〒376-8501 群馬県桐生市織姫町1-1
(電話)0277-46-1111(代表)(内線 632・633)
(FAX)0277-46-2307
(E-mail)kenju@city.kiryu.lg.jp

